

「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための周波数の割当てに関する意見募集」  
 に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成25年4月13日(土)～同年5月13日(月))

【意見提出 13件(携帯/BWA事業者4件、地域BWA事業者3件、その他法人2件、個人4件)】

No.	提出された意見	意見に対する総務省の考え方
1	<p>昨今のデータ通信利用の拡大傾向により急増しているトラフィックに対応するため、弊社は周波数有効利用率の高いLTE方式の導入など、これまでできる限りの対策を実施してきております。しかし、今後もトラフィックの増加傾向が続き、将来的には様々な対策の実施にも関わらず、対応が困難になる状況が想定されます。今回、情報通信審議会での技術検討に引き続き、速やかに、追加周波数の割当てが行われることを歓迎いたします。しかし、トラフィックの増加傾向は当面継続すると考えられることから、周波数再編アクションプランに基づいた追加周波数の割り当てを継続的に実施して頂くことを強く希望します。</p> <p>以下、各項目について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 人口カバー率について</p> <p>従来の人口カバー率は、定期的に全国各地へのエリア展開の広がりを確認する場合には、非常に有益であると考えます。</p> <p>今回、開設指針案に記載されている人口カバー率は、約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定してそのメッシュ人口の算出をすることとなり、従来の人口カバー率とは異なりますが、BWAシステムの高度化による高速ブロードバンドの普及をトラフィックの高い人口密集地からエリア化しサービスを拡大するといった状況を定期的に確認する手段として有益であると考えます。</p> <p>更に、開設指針案に記載されている人口カバー率にてメッシュ人口を算出する際の指標として、例えば夜間人口(常住人口)での算出とする等の記載で明確化することにより、一般消費者にもより理解が得やすいものとしていただけよう希望します。</p> <p>2. 屋内エリア化について</p> <p>弊社は、従前より局所的なトラフィック分散の為に屋内エリア対策を行い、周波数有効利用に努めております。2013年4月10日に公表された「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価結果」の概要においては、“局所的なトラフィック対策のため、屋内エリアについても積極的に展開していくことが必要”とされています。周波数の有効利用の観点で屋内エリア対策をすることは必要ではありますが、対策数の多寡を評価することについては、サービ</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p> <p>また、各項目に対する総務省の考え方は以下のとおりです。</p> <p>人口カバー率の算出については、エリア判定がメッシュごとに行われる以外はこれまでと同様(人口は常住人口を用いる等)ですが、申請受付に際して公表する申請マニュアル等において一層の明確化を図ります。</p> <p>別表第一の六2の条文については、誤植ですので意見のとおり修正しています。</p> <p>その他は、審査及び認定並びに認定後に行う四半期報告の確認に当たっての参考意見として承ります。</p> <p>なお、MNOが接続又は卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して、不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合等は、電気通信事業法の規定により総務大臣の業務改善命令の対象となる場合があるため、当該規定を踏まえた法令の適切な運用を行っているところです。</p>

ス普及状況などの不確定な要素も含まれる、また、単なるフェムトセル基地局数を屋内エリア対策数として計上する等、数で有効性を評価することは難しいと考えることから、屋内基地局の計画数のみではなく、具体的な屋内エリア化の方針についても合わせて評価することが妥当であると考えます。

### 3. MVNOについて

全国BWAについては、2013年4月10日に公表された「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価結果」の第5章総括にもあるとおり、“電気通信役務の提供形態がMNOでもあるMVNOに偏重しているため、MNOでもあるMVNO以外の者に対しても役務提供の拡大を図ること”と評価されております。

今回、競願時審査基準の評価基準に、MVNOのサービス提供方法の多様性、携帯電話事業者を除くサービス提供対象者の多数性の評価が盛り込まれていることは適切であると考えます。今後、開設計画の認定後、開設計画に記載された内容が確実に実施され、単に携帯電話事業者とのMVNOを除くだけでなく、BWA事業者が同一資本グループに属する携帯電話事業者（MNO）とのMVNOにより、他者に比べて不当に有利な電気通信役務や周波数共用による高速化など、公平でない条件での電気通信役務の提供が行われないように確認していくことが必要と考えます。

### 4. 衛星システムへの混信防止について

平成24年4月25日に答申された情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会報告「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」において、高度化BWAシステムの無線局数に制限を付けたうえで、隣接する衛星システム（上り）との所要ガードバンド幅が10MHzであることを導いています。開設指針（案）では、衛星システムに対する混信防止措置を開設計画として提出することとしています。開設計画として提出された内容が情報通信審議会での検討結果を踏まえ、適切な内容であるかを被干渉側の視点で定量的に評価し、その評価結果を公表することが必要であると考えます。また、提出される開設計画のうち、衛星システムへの混信防止措置の内容については、被干渉側にも影響があることから、速やかに公表されることを希望します。

告示案第六項第2号において、「申請に記載した希望する周波数の帯域幅が20MHzである場合は、(三)に掲げる無線局を除く」の記載については、希望する周波数の帯域幅が20MHzである場合でも、2645MHzを超え、2650MHz以下の周波数が割り当てられる可能性があるため本記載を削除することが適当と考えます。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

2	<p>広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の既存事業者或いは新規事業者が、高速BWAサービスを提供するために新たに20MHz幅の周波数の割当てを可能とする本開設指針案に賛同致します。弊社の意見を以下に述べさせていただきます。</p> <p>1. BWAは、「広帯域データ通信サービスを行うための無線システム」として利用者から支持され、これまでもモバイルデータ通信需要を喚起し、その特徴を活かして新たな市場を牽引してきました。その結果、利用者あたりのトラフィックは携帯電話を大きく上回り、周波数逼迫によるサービス品質の劣化が懸念される状況にあります。</p> <p>つきましては、利用者が高度化されるBWAを早期に利用できるよう、本開設指針案に基づく周波数の割当てが早急になされるよう希望致します。</p> <p>2. BWAは、第三世代移動通信事業者とは異なる事業者によるデータ通信専用のサービス提供という制度設計により、携帯電話サービスでは実現できない超高速サービスを提供し、有線と同等のブロードバンド環境を実現して、携帯電話サービスとは異なるニーズを満たし市場共存しております。</p> <p>BWAサービスが、より一層特色あるものとして発展し、利用者にとって利便性が高まるよう、20MHz幅の高度化システムの導入が急務であり、現実具体的な利用者のニーズに迅速に対応することを最も重視すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p>
3	<p>本開設指針案は、総務省「2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の利用に係る調査結果（平成24年11月公表）」及び総務省「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時的利用状況調査の評価結果（平成25年4月公表）」を踏まえ、新規割当て周波数の使用区域及び申請可能周波数幅について、それぞれ全国及び20MHz（既存事業者は10MHz又は20MHz）となっていることから賛同致します。</p> <p>また、本開設指針の施行にあたっては、以下の点についてご考慮頂きたいと考えます。</p> <p>1. 当社のBWAサービスについては携帯電話サービスを上回る高速モバイル通信サービスの提供により、モバイルデータ通信市場を牽引してきました。今後も更なる市場発展と新たな市場開拓のためには3.9世代移動通信システム（FD-LTEシステム）を上回る通信速度の提供を可能とするため20MHz幅の高度BWAシステムの展開が急務となっています。</p> <p>新規割当て周波数については、新規事業者のみならず、既存事業者が既存帯域で逼迫状態にある場合は、高度化システムの早期展開とサービス実現のため、新たな20MHz幅が必要となります。</p> <p>本開設指針案が決定した後は早急に割当てに向けた手続きに入っていただくことを要望致</p>	<p>別表第一の六2の条文については、誤植ですので意見のとおり修正しています。</p> <p>その他の意見については、本案に賛成の意見として承ります。</p>

	<p>します。</p> <p>2. 開設計画認定後の具体的な周波数を指定する際には、情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会「携帯電話等高度化委員会報告（案）（広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件について）」における技術的条件に沿って、周波数有効利用の観点で効率的な周波数配置として頂くことを要望します。</p> <p>3. 別表第一の六の2「次に掲げる無線局（申請に記載した希望する周波数の帯域幅が20MHz幅である場合は、(三)に掲げる無線局を除く。）その他既設の無線局…」については、20MHz幅の申請であっても2645MHz～2650MHzを使用する場合には、2660MHz～2690MHzの周波数を使用する人工衛星局と干渉が発生する可能性があり混信を防止する対策等が必要なことから（ ）内の記載は削除するのが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	
4	<p>現在、スマートフォンやタブレット端末の普及によって、データ通信の利用は拡大し続けております。スマートフォンの需要は今後更に伸びることが予想され、急増するトラヒックに対応するため、弊社では広帯域移動無線アクセスシステムの規格であるXGPを高度化したAXGP技術を導入するなど、これまでも様々な対策を実施しておりますが、更なるシステムの高度化や対策を講じなければならないと考えております。</p> <p>また、今回の割当の対象となっている2,625MHzを超え2,650MHz以下の周波数はモバイル衛星放送事業が2008年度末に終了しており、現在周波数が空いている状態です。</p> <p>この状態が続くことは国民の貴重な電波の有効利用の観点からも望ましくない状態であることや、トラヒックの急増に対応するための設備構築には時間を要することを考慮し、周波数割当が速やかに実施されることを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p>
5	<p>今回のBWA高度化を目的とした2625～2650MHzの周波数の割当てに関する開設指針案等につきましては、私どもとして大変重く受け止めております。</p> <p>地域アクセスバンド（地域BWA）は、全国BWAの制度化と合わせて同時期に制度化され、それぞれの地域事業者が、より地域に合った公共性のある移動無線サービスを実現できるものとして今日まで歩んで参りました。先日の「BWAに係る臨時の利用状況調査の調査結果の公表および評価結果」におきましては、地域事業者における周波数の有効利用や事業者の二極化が起こっている状況について課題を残した一方で、堅調な実績を積む地域事業者の存在や、地域BWAでも近い将来にAXGP方式の利用が可能となる等、今後の展開や方向性を思案する機会にもなったものと理解</p>	<p>今後の地域BWAの制度整備に当たっての参考意見として承ります。</p>

	<p>しております。</p> <p>ご指摘の通り、地域BWA全体としてまだ努力の足りない点におきましては、高度化の可能なAXGP方式等の導入や、従来の地域WiMAX活動におけます種々の問題点について見直し・改善を図ることで地域型モデルの足場を固め、引き続き普及促進を推進していく考えであります。</p> <p>ただ、昨今の傾向でもあります携帯電話事業者や全国BWAの広帯域化（高度化）は、周波数割当ての観点では20MHz幅以上の運用がひとつの流れであり、今回の開設指針案におきましても例外ではございません。</p> <p>地域BWAと全国BWAや携帯電話事業者のサービスが、同様の無線方式で、同様の時期に、同様のフェーズで高度化が進む状況におきましては、地域BWAのみが取り残される不安もございます。</p> <p>現在の地域BWAへの周波数割当ては10MHz幅であり、両側のガードバンドを含めても20MHz幅が限界であります。近く、地域免許の制度改正等により10MHz幅を超える利用が可能となる等の明るい動きも期待されますが、それでも20MHz幅の利用には至りません。</p> <p>今後の地域BWAの普及活動におきましては、AXGP方式等の導入だけでなく堅実な地域事業者の無線方式の移行問題の解決にも目を向け、既存バンドでの20MHz幅としての利用、あるいは新規の周波数割当ても含め、引き続き地域BWAにも注意を払って戴けるよう切にお願いする次第でございます。</p> <p style="text-align: right;">【地域WiMAX推進協議会】</p>	
6	<p>先日の「BWAに係る臨時の利用状況調査の調査結果の公表および評価結果」では、地域事業者における周波数の利用状況についてが課題とされていますが、私どもは自治体と連携した防災行政無線など地域に合った公共性のある移動無線サービスとして、堅調な事業運営を行ってきました。</p> <p>地域BWAにおいては、AXGP方式等の新システム導入による高度化の必要性和共に、利用や需要のない高利得FWAについて廃止検討の必要性が示されたものと認識しております。高度化の可能なAXGP方式等の導入や、従来の地域WiMAX活動におけます種々の問題点について見直し・改善を図ることで地域型モデルの足場を固め、引き続き普及促進を推進していく考えであります。</p> <p>ただ、昨今の傾向でもあります携帯電話事業者や全国BWAの広帯域化（高度化）は、周波数割当ての観点では20MHz幅以上の運用がひとつの流れであり、今回の開設指針案におきましても例外ではございません。</p> <p>地域BWAと全国BWAや携帯電話事業者のサービスが、同様の無線方式で、同様の時期に、同様のフェーズで高度化が進む状況におきましては、地域BWAのみが取り残される不安もございます。</p> <p>現在の地域BWAへの周波数割当ては10MHz幅であり、両側のガードバンドを含めても20MHz幅が限界であります。近く、地域免許の制度改正等により10MHz幅を超える利用が可能となる等の</p>	<p>今後の地域BWAの制度整備に当たっての参考意見として承ります。</p>

	<p>明るい動きも期待されますが、それでも20MHz幅の利用には至りません。</p> <p>今後の地域BWAの普及活動におきましては、AXGP方式等の導入だけでなく堅実な地域事業者の無線方式の移行問題の解決にも目を向け、既存バンドでの20MHz幅としての利用、あるいは新規の周波数割当ても含め、引き続き地域BWAにもご配慮いただけるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ハートネットワーク】</p>	
7	<p>絶対審査基準内項目(1)「平成29(2017)年度末までに、全ての総合通信局管内で人口カバー率50%以上を達成すること」に関して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. CATV局の多くは第三セクターであり、地方局では特に採算性が良くない地域にもサービスを提供している為、本基準を満たすことが難しい。</li> <li>2. しかし、地方活性化の一つとして重要である高速無線インフラを構築し、市町村自治体とも連携をしながら災害時の通信手段として安心、安全、見守り等に確保しておく必要性があると考えます。</li> </ol> <p>UQコミュニケーションズ様が使用していない2595～2605MHzを地域BWAに渡し右にスライドしていただくのが良いかと考えます。そして現在の10MHzという中途半端な周波数帯であったため端末の特殊性を招き互換性が無く、実使用できる端末を製造してくれるメーカーが乏しく大変苦労しました。それゆえ共通端末が使える20MHzの確保を希望します。このことは結果端末機器の互換性、低価格性につながり、利用者の利益につながり、非採算エリアへのサービスが広がり、国民の安心、安全に寄与できると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【矢掛放送株式会社】</p>	<p>今回行う割当ては、開設指針案に規定されており、全国を使用区域とするものであり、電波の有効利用の観点から特定基地局の開設をできるだけ広範囲に行うことが必要と考えており、これまでも、全国を使用区域とする割当てにあっては、同様の措置を講じているところです。</p> <p>なお、UQコミュニケーションズ株式会社に対しては、2595～2605MHzについても、2605～2625MHzと同様に基地局等の免許をしており、適切に周波数を使用しているものと考えます。また、現在、同社はチャンネル間隔が10MHzのシステムにより、400万を超える端末を運用していることから、10MHz幅であることが直ちに端末調達に影響を与えることはないものと考えます。</p>
8	<p>BWAサービスについては2009年のWiMAXサービス提供開始を皮切りに、従来の携帯電話サービスを上回る高速性や低価格等の特徴により高速モバイルデータ通信市場を開拓し、通信機能搭載PCやWiFiルーター等の新たな通信機器の創出と共に、「いつでもどこでも」インターネットに接続できる環境が構築され、国民の生活スタイル・ビジネススタイルの変革に大きく寄与してきました。</p> <p>今後も高速モバイルデータ通信市場の発展が大きく見込まれ、また、需要が高まるクラウドサービス等に対応した大容量高速モバイル通信サービスのニーズに適切に応え、また、既に発生している逼迫状況に対応するためには更なる通信速度の向上は必要不可欠となっています。</p> <p>従って、既存事業者あるいは新規事業者が高速BWAサービスを提供するために新たに20MHz幅の周波数の割当てを可能とする本開設指針案に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【インテル株式会社】</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p>

9	<p>本告示案の10頁“別表第一 第六項 第二号”に、“次に掲げる無線局（申請に記載した希望する周波数の帯域幅が二十MHzである場合は、（三）に掲げる無線局を除く。）…”との記載があります。</p> <p>しかしながら、広帯域移動無線アクセスシステムの帯域幅が20MHzの場合でも、2650MHz側に寄った20MHzを使用する場合には、（三）に掲げる人工衛星無線局への干渉も無視できないものとなりますので、（三）に掲げる無線局を除外することは不適切と考えます。</p> <p>したがい、（ ）内の除外規定を削除すること、もしくは、当該部分を“申請に記載した希望する周波数が2645MHz以下である場合は、（三）に掲げる無線局を除く”との記述に変更することを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>別表第一の六2の条文については、誤植ですので意見のとおり修正しています。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共有財産である電波を有効利用するという面において、より多くのユーザーが高速通信の恩恵を受けられるようなキャリアを認定すべき。</li> <li>・携帯電話各社ではLTE通信などにおいて容量制限を行っていたり、通信の最適化と称して画像や動画を圧縮、また動画サービスの帯域を絞ったりしているキャリアがある。高速通信を維持する上でやむを得ない規制は致し方がないものの、できるかぎり通信容量等の制限が無いという点も審査ポイントに加える必要があるのではないか。</li> <li>・キャリアアグリゲーション導入時期が見通せない現状において、連続した帯域を割り当てるとするのは大変意味がある事である。先の700MHz帯の割り当ての時ように細切れにするのではなく連続した帯域を一社に割り当てることが望ましい。公平に電波を分け合うという点を優先しすぎるあまり超光速通信サービスが生まれにくいという懸念があり、2社で分け合うのは大変望ましくない。</li> <li>・割り当て帯域について、既存の帯域と連続して使用可能な場合（今回の場合UQ社）、ガードバンド分についても含め25MHz分割り当てを行うべき。</li> <li>・日々の通信トラフィックが増え続ける中、2.5GHz帯の割り当てが遅れている事は大変遺憾。携帯電話各社では一ヶ月2000局以上の基地局工事を行なっている会社もあり、割り当てが遅れることにより多大な社会的損失を生んでおり早急に割り当てべきである。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>帯域制御については、一般的には、特定のヘビーユーザーのトラフィックがネットワーク帯域を過度に占有している結果、他のユーザーの円滑な利用が妨げられているといった際に、電気通信事業者が通信サービスの品質確保を図る手法の一つとして利用されているもので、帯域制御を行わないことをもって電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するとまでは言えないことから、審査基準としていません。</p> <p>また、周波数の割当幅については、技術基準として占有周波数帯幅が最大で20MHz幅のものしかないと及び2,645～2,650MHzには運用制限があることから、周波数の能率的な利用のため、最大20MHzとしています。</p> <p>その他、本案に賛成の意見として承ります。</p>
11	<p>BWAに用いられているMobileWimaxやAXGPは次世代が事実上LTEと同じものになります。</p> <p>したがってBWAが既存の携帯電話データ通信との差別化を図るにはデータ量によって制限を用いるのではなく、データ通信に特化したものであるとの条件をつけるべきであると考えます。</p> <p>そうでなければいっそのことLTEに解放したほうがマシだと考えますし、デジタルディバイド解消のためにハンドオーバーをあまり考えないでいいサービスに譲るといった選択肢もありだと</p>	<p>本案の対象とする周波数については、既に平成24年12月に実施した周波数割当計画の変更等の制度整備においてBWAとして利用することとしているものです。なお、無線設備規則において、BWAは主としてデータ伝送を行うものである旨が定義されています。</p>

	<p>思います。</p> <p>SoftbankMobileは子会社であるWirelessCityPlanning(元Willcom)のMVNOとして、トラフィックをオフロードしていますし、Emobile社の買収で他社よりもユーザ数に比して余分の周波数帯を保有しております。BWAの健全な競争を望むのであれば、親会社の携帯電話ユーザ数も考慮に入れた周波数帯の配分が必要かと考えます。</p> <p>WirelessCityPlanningは現状カバー範囲がきわめて限られており、投資計画も消極的で逆に他社に対して有利となっております。現状ではSoftbank系に余分な帯域を割り当てる必然性はなく、Wimax2への移行を控えたUQ社、参入意思があるならNTTdocomo社に割り当て分の全てを与えるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>また、携帯無線通信はBWAとは別の無線通信システムであることから、競願時審査基準における指定済周波数幅に対する契約数の割合については、BWA事業者間において評価することとしています。</p> <p>なお、BWA事業者のMVNOについては、MNOでもあるMVNOに偏っている状況があることから、競願時のMVNOに関する審査において、携帯電話事業者に対するものを除くこととしているほか、既存事業者にあっては指定済周波数の利活用状況も重要な評価指標であることから、指定済周波数の人口カバー率についても競願時審査基準で評価することとしています。</p>
12	<p>BWA既存事業者であるUQはKDDIより、WCPIはソフトバンクより1/3以上の資本提供を受けている現状で、議決権ベースだけで別事業社として考える事に無理がある。特にUQは一部報道にみられるように、KDDIの資金と意向でUQ基地局を建設したり、逆にUQの基地局にKDDIの基地局を併設させたりして、経営が分離されているとは判断できない。こういった実質的な経営の一体化と利益の付け替えが可能の中では、BWA事業者としての単年黒字化の計画やその達成は正しい判断材料にはなり得ない。</p> <p>また、それぞれの契約数が実質的親会社であるKDDIやソフトバンクとの重複契約が多数を占める現状では、契約数もまた公平な判断材料にはなり得ない。</p> <p>ましてや計画中途の現段階での割当済み周波数における契約数や人口カバー率を判断材料として追加割当が決定し、今後の事業展開が競合他社に比べ一方的に有利になるとなれば、公正な競争を著しく阻害するものとなる。</p> <p>そもそも、同様の審査基準で経営計画の杜撰な事業者に安易に割り当て破綻したが為に再割当となった帯域の検討であるならば、同じ轍を踏まぬよう最大限に慎重に割当を施すべきであり、債務超過に陥っている或は累計赤字を一扫できていないBWA既存事業者への同帯域の割り当ては時期尚早と言わざるを得ない。</p> <p>よって、今回の割当も新規事業者のみを対象とし、既存携帯電話事業者と同様にBWA既存事業者(UQ及びWCP)からの選定は見送るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の割当ては、臨時の電波利用状況の調査結果及び評価等を踏まえ、データ通信の急増に対応しつつ、BWAの高度化を可能とするために行うものであるため、既存事業者も対象とすることが適当と考えます。</p> <p>また、BWAは携帯電話事業者の議決権割合を制限しているが、携帯電話事業者に対しては、「移動通信に係る経営資源を有効活用する観点から、当該制限の範囲内においてBWA事業に参画することは、円滑な事業展開を促進するうえで意義のあるものと考えられ、一定の議決権の保有を許容することは必要」(平成19年7月11日報道発表資料)と考えており、今回の割当てでもこれを踏まえたものとしております。</p> <p>さらに、開設計画が実施可能かという観点から資金調達計画及び収支計画等を審査することとしているが、既存事業者は指定済周波数に係る基地局の開設や人口カバー率等について開設計画を達成しており、現時点で累積赤字等であることをもって直ちに実施が不可能とは判断できないものと考えています。</p> <p>なお、今回の割当てでは、BWAサービスが広く提供されるよう、携帯電話事業者以外の者に対する提供計画を審査するほか、既存事業者については、指定済周</p>



13 現在N-STARが利用している2500～2690MHzは、国際的にはLTEの移動通信システムとして1.8GHz帯BAND3と並ぶ重要なバンドであるBAND7やBAND41の帯域です。

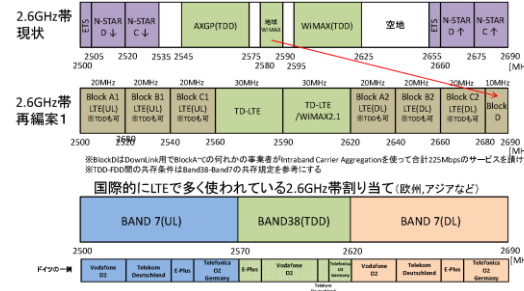
この2.6GHz帯を利用しているN-STARを耐用年数を超えたものより順次移設しLTEの移動通信システムとして利用するのが国益に叶うものと考えます。※同帯域をBAND7で利用する案1とBAND41で利用する案2を添付します。

2GHzMSS帯においてはN-STARで利用するのがよいかと考えます。(案A及び案B)

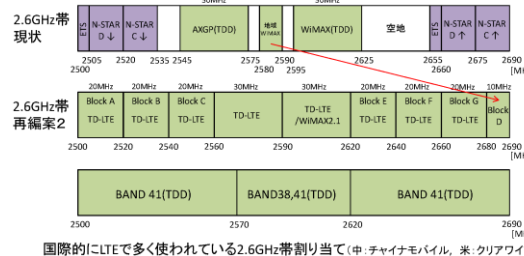
2GHz帯の移動通信システム隣接でN-STARを利用する際は、隣接を海上用途として陸上では移動体通信とのガードバンドとし、隣接していない帯域は陸上・海上両方で使うのが宜しいかと考えます。

また、N-STARはその性格上、海上及び屋外利用されるものであり、移設先のMSS帯においては、屋外移動衛星システムと電力を絞った屋内向け用途の移動通信システムの共存も電波の有効利用の観点から可能性を検討して頂きたいと考えます。(案C)  
2000～2020MHz/2180～2200MHzは北米ではAWS-4(BAND23)としてLTEシステムで使うことが決まっております。2155～2180MHzはAWS-3として利用することが検討されており、この帯域も国際協調がとれる帯域となる可能性があります。

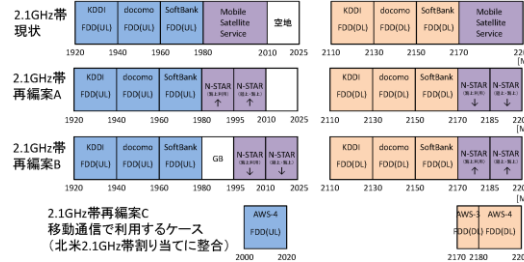
2.6GHz帯利用案



2.6GHz帯利用案2



2.1GHz帯利用案



【個人】

波数でのBWAの高度化計画及び周波数の逼迫程度等を審査することとしています。さらに、開設計画の実施状況について、四半期ごとに総務大臣が確認の上公表することとしており、これらの措置を通じて、BWA事業の適切な実施を確保することとしております。

本案の対象とする周波数については、既に平成24年12月に実施した周波数割当計画の変更等の制度整備においてBWAとして利用することとしているものであり、本案はその周波数割当方法について定めているものです。また、N-STAR及び2GHz帯の周波数利用については、本案の意見募集の対象外ですので、参考意見として承ります。